

別紙5-1

変更届出書

課長	係長	係員

令和 年 月 日  
 許可番号 北海道知事許可(般・特 )第 号  
 許可年月日 年 月 日  
 商号名称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

北海道知事 様

事業年度(第 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等  
 変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人事業税及び法人特別  
 納税証明書 (8) 個人事業税納税証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に  
 規定する使用人の一覧表 (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

○許可を受けた建設業

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

※許可を受けた業種に『1(一般)』又は『2(特定)』を記入すること。

○許可(登録)年数

最初に許可(登録)を受けた年月	令和 平成 昭和	年	月	許可(登録)の年数	年 数		
					<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

別紙5-1(裏面)

記載要領

- 1 この届出書により届出する者の他にこの届出書又は添付書類を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること
- 2 「許可を受けた建設業」欄は、この書類で届出する事業年度終了の日時点で受けている許可について記載すること
- 3 「許可(登録)年数」欄のうち、「許可(登録)年数」欄は、事業年度終了の日をもって1年とする。(12ヶ月未満切捨)

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）                      工事 （税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	J V の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)		うち、 ・P C ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月		
						主任技術者	監理技術者					
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月
							千円	千円	年	月	年	月

小計					うち 元請工事	
					千円	千円

合計					うち 元請工事	
					千円	千円

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに○を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。  
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。  
(1)経営規模等評価の申請を行う者の場合
  - 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下、同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合)にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合)にあっては、完成工事高。以下、同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に○を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		工事	工事	工事	工事		
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元請	公共					
		民間					
	下請						
	計						

**記載要領**

1. この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2. 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3. 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事以外の建設工事について記載すること。
4. 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2項第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。  
この場合、「（単位：千円）」とあるのは、「（単位：百万円）」として記載すること。
5. 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6. 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7. 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

# 使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合、常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

# 貸借対照表

令和 年 月 日現在

会社名

## 資産の部

I 流動資産	千円	千円
1 現金預金	_____	
2 受取手形	_____	
3 完成工事未収入金	_____	
4 売掛金	_____	
5 有価証券	_____	
6 未成工事支出金	_____	
7 材料貯蔵品	_____	
8 販売用資産	_____	
9 短期貸付金	_____	
10 前払費用	_____	
11	_____	
12	_____	
13	_____	
14 その他	_____	
貸倒引当金	△ _____	
流動資産合計	_____	_____
II 固定資産		
1 有形固定資産		
(1) 建物・構築物	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
(2) 機械・運搬具	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
(3) 工具器具・備品	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
(4) 土地	_____	
(5) リース資産	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____

千円

千円

(6)建設仮勘定	_____	
(7)その他	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
有形固定資産合計	_____	_____

2 無形固定資産

(1)特許権	_____	
(2)借地権	_____	
(3)のれん	_____	
(4)リース資産	_____	
(5)その他	_____	
無形固定資産計	_____	_____

3 投資その他の資産

(1)投資有価証券	_____	
(2)長期貸付金	_____	
(3)破産更生債権等	_____	
(4)長期前払費用	_____	
(5)繰延税金資産	_____	
(6)保険積立金	_____	
(7)	_____	
(8)その他	_____	
貸倒引当金	△ _____	
投資その他の資産計	_____	_____
固定資産合計	_____	_____

III 繰延資産

1 創立費	_____	
2 開業費	_____	
3 株式交付費	_____	
4 社債発行費	_____	
5 開発費	_____	
繰延資産合計	_____	_____
資産合計	_____	_____



## 負 債 の 部

I 流動負債	千円	千円
1 支払手形	_____	
2 工事未払金	_____	
3 買掛金	_____	
4 短期借入金	_____	
5 リース債務	_____	
6 未払金	_____	
7 未払消費税	_____	
8 未払費用	_____	
9 未払法人税等	_____	
10 未成工事受入金	_____	
11 預り金	_____	
12 前受収益	_____	
13 賞与引当金	_____	
14 完成工事補修引当金	_____	
15	_____	
16	_____	
17	_____	
18 その他	_____	
流動負債合計	_____	_____
II 固定負債		
1 社債	_____	
2 長期借入金	_____	
3 リース債務	_____	
4 繰延税金負債	_____	
5 退職給与引当金	_____	
6 負ののれん	_____	
7	_____	
8	_____	
9 その他	_____	
固定負債合計	_____	_____
負債合計	_____	_____

純 資 産 の 部

I 株主資本	千円	千円
1 資本金	_____	_____
2 新株式申込証拠金	_____	_____
3 資本剰余金		
(1) 資本準備金	_____	
(2) その他資本剰余金	_____	
資本剰余金合計	_____	_____
4 利益剰余金		
(1) 利益準備金	_____	
(2) その他利益剰余金		
準備金	_____	
積立金	_____	
繰越利益剰余金	_____	
利益剰余金合計	_____	_____
5 自己株式		△
6 自己株式申込証拠金	_____	_____
株主資本合計	_____	_____
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金	_____	_____
2 繰延ヘッジ損益	_____	_____
3 土地再評価差額金	_____	_____
評価・換算差額等合計	_____	_____
III 新株予約権		
純資産合計	_____	_____
負債純資産合計	_____	_____

# 損益計算書

自 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 至 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

会社名 [ ]

I 売上高 及び II 売上原価	千円	千円
1 完成工事高 .....	_____	
2 完成工事原価 .....	_____	
完成工事総利益(△損失) .....		_____
3 兼業事業売上高 .....	_____	
4 兼業事業売上原価 .....	_____	
兼業事業総利益(△損失) .....		_____
売上総利益(△損失) .....		_____

## III 販売費及び一般管理費

1 役員報酬 .....	_____
2 従業員給料手当 .....	_____
3 退職金 .....	_____
4 法定福利費 .....	_____
5 福利厚生費 .....	_____
6 修繕維持費 .....	_____
7 事務用品費 .....	_____
8 通信交通費 .....	_____
9 動力用水光熱費 .....	_____
10 調査研究費 .....	_____
11 広告宣伝費 .....	_____
12 貸倒引当金繰入額 .....	_____
13 貸倒損失 .....	_____
14 交際費 .....	_____
15 寄付金 .....	_____
16 地代家賃 .....	_____
17 減価償却費 .....	_____
18 開発費償却 .....	_____

	千円	千円
19 租税公課	_____	
20 保険料	_____	
21 諸会費	_____	
22	_____	
23	_____	
24	_____	
25 雑費	_____	
販売費及び一般管理費合計	_____	
営業利益(△損失)	_____	
 IV 営業外収益		
1 受取利息及び配当金	_____	
2	_____	
3 その他	_____	
営業外収益合計	_____	
 V 営業外費用		
1 支払利息	_____	
2 貸倒引当金繰入額	_____	
3 貸倒損失	_____	
4	_____	
5 その他	_____	
営業外費用合計	_____	
経常利益(△損失)	_____	
 VI 特別利益		
1 前期損益修正益	_____	
2 固定資産売却益	_____	
3 引当金戻入	_____	
4	_____	
5 その他	_____	
特別利益合計	_____	

VII 特別損失	千円	千円
1 前期損益修正損.....	_____	
2 固定資産売却損.....	_____	
3.....	_____	
4 その他.....	_____	
特別損失合計.....		_____
税引前当期純利益(△損失).....		_____
法人税、住民税及び事業税.....	_____	
法人税等調整額.....	_____	
当期純利益(△損失).....		_____

# 完成工事原価報告書

自 [ ] [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 至 [ ] [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

会社名 [ ]

千円

千円

I 材料費 \_\_\_\_\_

II 労務費 \_\_\_\_\_

(うち労務外注費 \_\_\_\_\_)

III 外注費 \_\_\_\_\_

IV 経費 \_\_\_\_\_

(内訳次頁)

完成工事原価合計 \_\_\_\_\_

# 完成工事原価「IV経費」の内訳

千円

千円

1 動力用水光熱費.....	_____
2 機械等経費.....	_____
(うち減価償却費.....)	_____
3 設計費.....	_____
4 労務管理費.....	_____
5 租税公課.....	_____
6 地代家賃.....	_____
7 保険料.....	_____
8 従業員給料手当.....	_____
9 退職金.....	_____
10 法定福利費.....	_____
11 福利厚生費.....	_____
12 事務用品費.....	_____
13 通信交通費.....	_____
14 交際費.....	_____
15 補償費.....	_____
16.....	_____
17.....	_____
18 雑費.....	_____

経費合計.....

\_\_\_\_\_





## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自    年    月    日                      至    年    月    日

(会社名) \_\_\_\_\_

(単位：千円)

	株主資本											評価・換算差額額				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価 ・換算 差額等 合計				
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金											利益 剰余金 合計	
							任意 積立金	その他 積立金	繰越 利益 剰余金										
当期首残高											△								
当 期 変 動 額	新株の発行			—		—		—	—	—			—	—	—	—	—		
	剰余金の配当	—	—	—	—	—		—	—	△	△	—	△	—	—	—	—	△	
	当期純利益	—	—	—	—	—		—	—					—	—	—	—		
	自己株式の 処分	—	—	—	—	—		—	—	—				—	—	—	—		
	任意積立金の 積立	—	—	—	—	—		—	△			—		—	—	—	—		
	株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—		—	—	—									
	当期変動額 合計																		
当期末残高											△								

## 注 記 表

自 [ ] [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 至 [ ] [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

(会社名) [ ]

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
  
- 2 重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
  
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  
  - (3) 引当金の計上基準
  
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  
  - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法  
\*該当箇所を□で囲んでください。  
ただし、経営事項審査を申請する会社は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。  
税抜方式      ・      税込方式      ・      免税事業者につき税込
  - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
  
- 3 会計方針の変更
  
- 4 表示方法の変更
  - 4-2 会計上の見積り
  
- 5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務  
①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額  
\*経営事項審査を申請する会社は、当該箇所記載義務の有無にかかわらず、  
受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高について千円単位で必ず記載して下さい。

受取手形割引高：	千円
受取手形裏書譲渡高：	千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）



(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

附属明細表

年 月 日現在

1 完成工事未収入金の明細  
相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株式	銘柄	一株の金額 千円	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価格 千円	貸借対照 表計上額	株式数	金額 千円	株式数	金額 千円	株式数	取得価格 千円	貸借対照 表計上額	
普通													
計													

  

社債	銘柄	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
		取得価格 千円	貸借対照 表計上額	株式数	金額 千円	株式数	金額 千円	取得価格 千円	貸借対照 表計上額	株式数		
計												

  

その他有価証券	銘柄	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
		取得価格 千円	貸借対照 表計上額	株式数	金額 千円	株式数	金額 千円	取得価格 千円	貸借対照 表計上額	株式数		
計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
計			—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 関係会社借入金明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第2条第 4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第 2 条第 3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第2条第 3項第 18 号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第 2条第 3項第 22 号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第24 条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の 4、5、6及び 9の記載を省略することができる。

この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第 2条第 6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。  
この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。
- 滞留状況については、当期計上分（1 年未満）及び前期以前計上分（1 年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。  
ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。



(3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 3 長期貸付金明細表

(1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。

(3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 4 関係会社貸付金明細表

(1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。

ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3) 摘要の欄には、貸付の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

### 5 関係会社有価証券明細表

(1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。

ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。

(3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。

ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第 17 号の 2 による注記表(以下単に「注記表」という。)の 2 により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5) 当期増加額及び当期減少額がともない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の 100 分の 5 を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が 100 分の 5 を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容)を注記すること。

(7) 株式のうち、会社法第 308 条第 1 項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

### 6 関係会社出資金明細表

(1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1 口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。

(3) 本表に記載されている会社であって、第 2 の 5 の (6) に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

### 7 短期借入金明細表

(1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。

ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

### 8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。

ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。

この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。

- (3) 摘要の欄には、借入金の用途及び借入の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別な条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、用途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間にわたる1年ごとの返済予定額を注記すること。

- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

#### 9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。

ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

#### 10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。